

中部地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成13年7月6日付、国官総第203号の2、国官技第105号の2の国土交通事務次官通達）（以下「要領」という。）に基づいて中部地方整備局（以下「整備局」という。）に設置する中部地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、中部地方整備局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（原案）の提出を受け、各事業を取りまく社会状況等を勘案し、要領に基づく再評価の運用状況等について報告を受けること。
- 二 審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）について審議を行い、対応方針に対し意見等がある場合には、局長に対して意見の具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員会は原則11人以内で組織する。
- 3 前項の規定にもかかわらず、地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。ただし、原則として3期を限度とする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長は、会務を総理する。
- 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた中部地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、中部地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 本規則は平成14年7月12日から施行する。
- 2 本規則の施行に伴い、「中部地方建設局事業評価監視委員会規則（平成11年9月29日）」「運輸省第五港湾建設局港湾・海岸関係事業再評価検討委員会規則（平成12年12月25日五港建企第17号）」は廃止する。

中部地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿

(委員長)	あみなか 網中	まさき 政機	名城大学学長
	いわた 岩田	こういちろう 好一朗	名古屋大学大学院工学研究科教授
	おくの 奥野	のぶひろ 信宏	名古屋大学総長特別補佐（大学院経済学研究科教授）
	じゅうあみ 重 網	のりあき 伯明	愛知学院大学短期大学部教授
	たていし 立石	まさよ 雅世	弁護士
	たに 谷	かずお 一夫	一宮市長
	つちだ 土田	かつよし 勝義	信州大学農学部教授
	はやし 林	なおみ 直見	建築家
	まつい 松井	ひろし 寛	名城大学理工学部教授
	まつお 松尾	なおき 直規	中部大学工学部教授
(副委員長)	わたなべ 渡邊	ていじ 悌爾	三重大学人文学部長（人文学部教授）

(敬称略 五十音順)